

# いこーよジャンル定義



アクトインディ株式会社

2020年10月19日制定



# 『プール』

水泳や水遊びのための施設





- ① 文部科学省が公開している『遊泳用プールの衛生基準』を満たしている
- ② 『プールの利用のみ』で出入りできる
- ③ 『人為的に水が溜め込んでいる』常設の施設。

に該当する施設が『プール』ジャンル





## ①文部科学省が公開している『遊泳用プールの衛生基準』を満たしている

- ➡ 男女別更衣室、シャワー又は足洗い場を設備していること。
- ➡ プールの水域全体が見渡せるよう監視所又は監視設備を設けられていること。

※監視員のいない(監視所のない)じゃぶじゃぶ池のような水浴び所は『プール』とみなしません。

※遊泳用プールの衛生基準については以下のURLを参照ください。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/t19920428001/t19920428001.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19920428001/t19920428001.html)



## ②プールの利用のみで出入りできる

➡ ホテルなどの宿泊施設にプールがある場合、ホテルに宿泊施設しないとプールを利用できない場合は『プール』のジャンルはつきません。

※会員制のみのスイミングスクールのようなプールは『プール』のジャンルに含みますが、必ず『習い事フラグ』がつきます。

## ③人為的に水を溜め込んである常設施設

➡ 自然発生的な池や泉はプールには入りません。

※夏季限定開放の場合でも常設施設であればプールジャンルがつきます。

## 『スパ』について

➡ 『スパ』とは、水着を着て男女共有のスペースで、温水(温泉)のプールを楽しめる施設

※ 裸で利用するスパや、美容のために利用するスパは『プール』ジャンルNGとなります。



## プール以外の利用も可能な施設の場合

プール単体で利用出来、かつプールを利用するために施設の利用料金とは別料金が発生する場合は、プール単体を切り出して施設登録を行います。

### 例

- ・遊園地に夏季限定でプールが利用出来る場合
- ・公園に温水プールがある場合

但し、リゾートホテルなどホテルと一体となっているプール(SPA・温泉も含む)は、単体で日帰り利用が出来、別料金が発生する場合においても別施設に切り出さずに、ホテル自体に『プール』ジャンルを付与します。